

# 後見制度支援預金 商品概要説明書

(平成 30 年 10 月 1 日現在)

1. 商品名	後見制度支援預金
2. ご利用いただける方	個人のうち、家庭裁判所が「指示書」を交付した方が対象です。
3. 期間	期間の定めはありません。
4. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	随時預入可能ですが、家庭裁判所発行の「指示書」の提出が必要です。 1 円以上。 1 円単位。
5. 払戻方法	当金庫の口座開設店でのみ払戻できます。 随時払戻しできますが、家庭裁判所発行の「指示書」の提出が必要となります。 ①出 金…入院費等の一時的な支出が発生した場合等において、家庭裁判所が必要と認めた際に交付されます。 ②定期送金…自動振込等により、指定された間隔（例えば3ヶ月毎）で指定金額を定期的に後見支援預金から成年後見人が別途管理する生活口座等へ振替える必要があると家庭裁判所が認めた際に交付されます。
6. 利息 (1) 適用利率 (2) 利払い方法 (3) 計算方法	変動金利（1年もの定期預金金利を適用）但し、決済用普通預金型については無利息。 毎年2月と8月の当金庫所定の日に利払いします。ただし、口座を解約される場合は、解約時にお支払いします。 毎日の最終残高1000円以上について、付利単位を100円として1年を365日とする日割計算を行います。
7. 税金	利息には20%（国税15%、地方税5%）の税金がかかります。 （ただし、マル優の利用はできません） ※平成49年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。
8. 手数料	管理手数料はかかりません。 為替手数料については同一店内での振込手数料は無料。但し、他行への振込の場合は当金庫所定の手数料を頂きます。
9. 付加できる特約事項	指示書の指示内容による取り扱いのみとなります。
10. 金利情報の入手方法	金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。
11. 預金保険の適用	預金保険制度の対象として、同保険の範囲内で保護されます。詳しくは、店頭表示ポスターをご覧ください。
12. 苦情処理措置	本商品に関する苦情等は、当金庫営業日に、お取引の店舗もしくはリスク管理統括室まで電話・FAX・郵送等によりお申し出ください。 ～リスク管理統括室～ 東京都千代田区神田神保町1-40（〒101-005） フリーダイヤル0120-53-0775 受付時間：当金庫営業日の9時～17時 F A X 03-6739-7721
13. 紛争解決措置	東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記業務推進部もしくは全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）までお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫リスク管理統括室もしくは全国しんきん相談所にお問合せください。
14. その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本商品は、成年後見人のみ取扱いできるものとし、選任、登記されている書類が必要です。保佐人、補助人、任意後見人では取扱いできません。</li> <li>・「指示書」の交付申請は成年被後見人の住所地の管轄の家庭裁判所に行ってください。</li> <li>・公共料金等の自動支払および給与、年金、その他振込、配当金、公社債元利金等の自動受取、IB契約、WEB-FB契約はできません。</li> <li>・本預金は口座開設店のみお取り扱いいたします。</li> <li>・「総合口座」の取扱いはできません。</li> <li>・キャッシュカードは発行しません。</li> <li>・通帳によるATMでの利用はできません（窓口でのお取扱いに限定します）。</li> <li>・現金でのお支払いはできません（生活口座への振替となります）。</li> </ul>

# 後見制度支援預金手続きの流れ

興産信用金庫

後見開始又は未成年後見人選任の申立て

申立人又は後見人候補者による後見制度支援預金の利用申し出

家庭裁判所による利用適否の検討

後見人が、後見制度支援預金の利用が適していると判断した場合

①預入する金額、②定期金交付の金額などを設定し、家庭裁判所に後見制度支援預金を利用する旨の報告書を提出します。

(注) 後見人が後見制度支援預金の利用に適さないと判断した場合は、家庭裁判所は再検討します。

後見制度支援預金の作成

家庭裁判所が、報告書の内容を確認し、後見制度支援預金の利用に適していると判断した場合は、指示書が後見人に発行されるので、指示書を持参して興産信用金庫で口座の作成手続きをして下さい。

口座作成後、家庭裁判所に作成報告

- ・ 口座作成後速やかに、口座の写し等資料を添えて報告してください。
- ・ 専門職後見人が選任されていた場合、親族後見人へ財産を引き継ぎ、辞任します。